

R4.3月健康保険料率が改定されます

協会けんぽから、令和4年度都道府県単位保険料率と保険料額表が公表されました。3月改定となりますので

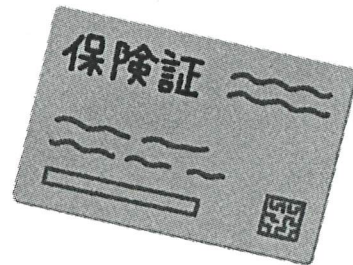
当月徴収の事業所様 ⇒ 3月支給の給与

翌月徴収の事業所様 ⇒ 4月支給の給与

にて変更が必要となります。

＜今回の保険料率変更のポイント＞

- ① 全都道府県で変更
- ② 平均保険料率 10% を維持
- ③ 引き上げ 29 支部、引き下げ 18 支部



＜関西＞	令和4年度	↑: 引き上げ ↓: 引き下げ	令和3年度
大阪府	10.22%	↓	10.29%
京都府	9.95%	↓	10.06%
滋賀県	9.83%	↑	9.78%
奈良県	9.96%	↓	10.00%
兵庫県	10.13%	↓	10.24%
和歌山県	10.18%	↑	10.11%

※ 3/1以降支給の給与については新料率が適用となりますのでご注意ください。

皆様の事業所様は引き上げでしょうか、それとも引き下げでしょうか？

毎月の手取り額にも影響いたしますので、非常に気になる場所ですね。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。